

マイナポータル

検索

<https://myna.go.jp/>



令和6年12月2日に保険証が廃止になり、マイナ保険証に変わります。

(1) 健康保険証が廃止され、マイナ保険証に変更することに伴い、「資格情報のお知らせ」(マイナンバーの下4桁を印字)を勤務している会社を通して配布します。
任意継続被保険者の方には自宅送付します。「資格情報のお知らせ」には氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名等が記載されています。
必ず開封して記載情報に誤りがないことをご確認ください。
間違いがあった場合は、健保組合までご連絡ください。

(2) 令和6年12月2日からは原則(※)としてマイナ保険証を使用することになりますので、なるべく早めにマイナンバーカードの保険証登録をしてください。

※保険証廃止後も現行の保険証は令和7年12月1日まで使用できます。ただし、退職した場合や契約の変更等により保険証の番号が変わる場合などは、それ以降使用できなくなります。

マイナンバーカードを取得していない方や保険証登録をしていない方には「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を提示し、医療機関にかかることになります。

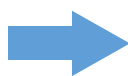
短時間労働者の社会保険加入の拡大について

健康保険や厚生年金などの社会保険が適用される範囲が拡大されています。

その対象となる企業の規模が令和6年10月に見直され、要件を満たすパート・アルバイトの方が社会保険に加入できるようになります。

対象となる企業

令和4年10月～
従業員数
101人以上の企業



令和6年10月～
従業員数
51人以上の企業

新たな加入対象者 次の要件をすべて満たすパート・アルバイトの方が社会保険に加入します。

① 週の所定労働時間が20時間以上

② 月額賃金が8.8万円以上

③ 2ヵ月を超える雇用の見込みがある

④ 学生ではない